



島根県報

平成23年12月26日（月）

号外第210号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

島根県予算規則の一部改正する規則

（財 政 課） 7

公布された条例等のあらまし

◇職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第95号）

1 規則の概要

- (1) 旅行命令簿等は、旅費事務システムにより作成された電磁的記録をもって代えることができることとした。（第3条関係）
- (2) 陸路の路程の計算は、信頼するに足ると知事が認める方法により計測された路程を使用できる者にあつては、当該路程により行うものとする事とした。（第4条関係）
- (3) 旅費請求書は、旅費事務システムにより作成された電磁的記録をもって代えることができることとした。（第5条関係）
- (4) 旅行雑費の額は、公用の交通機関等により旅行し、道路又は駐車場の使用料を要した場合は、実費額とする事とした。（第8条第2号関係）
- (5) 旅行雑費の額は、即時現金で支払をしなければ購入し、利用し、又は使用することができない場合は、実費額とする事とした。（第8条第3号関係）
- (6) 宿泊料に夕食又は朝食に係る費用が含まれていない場合の宿泊料の額は、当該宿泊料に夕食又は朝食に係る額を加算した額に相当する額とする事とした。（第9条関係）
- (7) 旅行雑費を請求する場合は、必要に応じてその支払を証明するに足る書類を添付することとした。（別表第2関係）
- (8) 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う旅行命令簿等及び旅費請求書の様式の整備（第1号様式その1・第1号様式その2・第2号様式・第3号様式・第5号様式関係）
- (9) その他規定の整備

2 施行期日

平成24年1月1日から施行することとした。

◇島根県予算規則の一部を改正する規則（規則第96号）

1 規則の概要

- (1) 支出負担行為に必要な書類のうち、旅費に係る書類は、電磁的記録をもって代えることができることとした。（第16条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年1月1日から施行することとした。

規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第95号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同条中「第4条第6項」を「第4条第7項」に改め、「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の旅行命令簿等は、旅費事務システム（電磁的方法により職員の旅費に関する事務を処理するものをいう。第5条第2項において同じ。）により作成された電磁的記録をもって、当該旅行命令簿等に代えることができる。

第4条第1項第1号中「路程」の次に「及び軌道法（大正10年法律第76号）第3条に規定する軌道経営者の運賃の算出の基礎となった路程」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 信頼するに足ると知事が認める方法により計測された路程を使用できる者にあつては、当該路程（ただし、当該方法によることができない者にあつては、別表第1の島根県管内料程表に掲げる路程）

第4条第2項中「前項」の次に「第1号又は第2号」を加え、「同項」を「当該各号」に改め、同条第3項中「旧在勤地」を「旧居住地」に、「新在勤地」を「新居住地」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

第5条の見出し及び同条第1項中「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項各号の旅費請求書は、旅費事務システムにより作成された電磁的記録をもって、当該旅費請求書に代えることができる。

第8条中「第24条第3項」を「第24条第2項」に改め、「の額は」を「は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により所属長が必要と認めた場合に限り支給することとし、その額は」に改め、同条第1号中「公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、」を削り、「者であつて、所属長の確認を受けたもの」を「場合」に改め、同条第2号中「を利用し旅行した場合」を削り、「を使用し旅行した場合において自宅等に宿泊した者」を「により旅行し、道路又は駐車場の使用料を要した場合」に、「550円」を「実費額」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、即時現金で支払をしなければ購入し、利用し、又は使用することができない場合 実費額

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第5号とし、第10号を削り、第11号を第6号とし、第12号を第7号とし、第13号を削り、第14号を第8号とし、同項第15号ア中「条例第18条第1項に規定する日当定額の2日分及び」を「4,400円に赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた」に、「第19条第1項」を「第19条第1項各号」に、「宿泊料定額」を「額」に改め、「する額」の次に「を加えた額」を加え、同号イ中「条例第18条第1項に規定する日当定額の3日分及び」を「6,600円に赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた」に、「第19条第1項」を「第19条第1項各号」に、「宿泊料定額」を「額」に改め、「する額」の次に「を加えた額」を加え、同号ウ中「条例第18条第1項に規定する日当定額の4日分及び」を「8,800円に赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた」に、「第19条第1項」を「第19条第1項各号」に、「宿泊料定額」を「額」に改め、「する額」の次に「を加えた額」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第16号を削り、第17号を第10号とする。

第9条第3項第1号中「任命権者が知事に協議しその承認を得た」を「所属長が必要と認めた」に、「定める」を「支給する」に改め、同項第3号中「ため、在勤地外に旅行する」を削り、同項第4号中「費用が」の次に「宿泊地の存する地域の区分に応じた」を加え、「第19条第1項」を「第19条第1項各号」に、「宿泊料定額」を「額」に、「知事が別に定める」を「所属長が認める」に改め、同項第6号中「ただし書」を削り、同項に次の1号を加える。

(8) 宿泊を要する旅行において、宿泊料に夕食又は朝食に係る費用が含まれていない場合の宿泊料の額は、当該宿泊料に次のア又はイに掲げる区分に応じて当該ア又はイに定める額を加算した額に相当する額とする。

ア 夕食 条例第20条第1項に規定する食卓料定額の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を切り上げた額）

イ 朝食 条例第20条第1項に規定する食卓料定額からアに定める額を減じた額に相当する額

別表第2左欄中「条例第15条第1項第4号に規定する寝台料金」を「条例第14条第1項に規定する鉄道賃、条例第15条に規定する船賃」に改め、「ただし書」を削り、「又は条例第25条第1号若しくは条例第26条第1号に規定する鉄道賃、船賃若しくは車賃」を「及び条例第19条に規定する宿泊料」に改め、「食卓料」の次に「及び条例第24条に規定する旅行雑費（第8条第1号に規定する通信費を除く。）」を加える。

第1号様式その1中「宿泊施設の指定 宿泊料 円(宿泊料金、夕食、朝食)、県費支出(夕食、朝食)」

「・バスの借上げ実費(円)

・日当の要否(使用月日及び用途)

／ (要・不要)

／ (要・不要)

を「県費支出(夕食・朝食)」に、

／ (要・不要)

を

・パック旅行(泊 食付) 特割 往復割引

・その他 」

「・宿泊施設の食事有無等

／ (夕食付・朝食付・施設の指定)

／ (夕食付・朝食付・施設の指定)

／ (夕食付・朝食付・施設の指定)

・自宅等の所在地 に改め、同様式(注)3中「日当を要する場合は、「調整規定の()」

・パック旅行(泊 食付) 特割 往復割引

・バス等の借上げ実費(円)

・その他(特殊事情) 」

適用内容及びその他特記事項」欄に使用月日及び用途を具体的に記入すること。」を「宿泊を要する場合は、宿泊施設の食事の有無を「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に利用月日を記入し、食事の有無の該当するものを○で囲むこと。また、宿泊施設の指定があった場合は、施設の指定を○で囲むこと。」に改め、同様式(注)に次のように加える。

4 自宅等に宿泊する場合は、「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に自宅等の所在地を記入すること。

用 務 地	用 務 地
在勤地内外の別	
内 ・ 外	

第1号様式その2中

	在勤地内外の別	を		に、
	内 ・ 外			
	在勤地内外の別			
	内 ・ 外			
	在勤地内外の別			
	内 ・ 外			

備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車利用 ・ 自家用自動車同乗 ・ 日当の要否及び用途 (要・不要) ・ その他 具体的に
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車利用 ・ 自家用自動車同乗 ・ 日当の要否及び用途 (要・不要) ・ その他 具体的に

備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段 ・ 交通費調整額 (円) ・ その他 (特殊事情)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段 ・ 交通費調整額 (円) ・ その他 (特殊事情)

を

に改め、同様式 (注) 1 中「県内の旅行又は県

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車利用 ・ 自家用自動車同乗 ・ 日当の要否及び用途 (要・不要) ・ その他 具体的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段 ・ 交通費調整額 (円) ・ その他 (特殊事情)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車利用 ・ 自家用自動車同乗 ・ 日当の要否及び用途 (要・不要) ・ その他 具体的に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通手段 ・ 交通費調整額 (円) ・ その他 (特殊事情)

外への公用車利用による旅行（宿泊を伴わないものに限る。）の場合に記入すること。」を「県内の旅行（宿泊を伴わないもの）又は公用車利用による旅行（旅費を伴うもの）の場合に記入すること。」に、同様式（注）4中「日当を要する場合は、その用途を具体的に備考欄に記入すること。」を「「交通費調整額」欄には旅行中において必要となった地下鉄、路線バス等の運賃等を記入し、「備考」欄には内訳を具体的に記入すること。」に改める。

第2号様式中 「日 当、
宿泊料等」 を「宿泊料等」に改める。

様式第3号中 「日 当
宿泊料」 を「宿 泊 料 等」に、

日 数	夜 数	を	夜 数	に、
日	夜		夜	

「日当、宿泊料、
着後手当等」 を 「宿 泊 料 、
着後手当等」 に改める。

第5号様式中

「

旅行期間	月	日	～	月	日	(泊日)
旅行日程及び調整規定の適用等の変更内容及び変更理由						

を

」

「

旅行期間	月	日	～	月	日	(泊日)
旅行日程及び調整規定の適用等の変更内容及び変更理由						

」

	に
--	---

交通費調整額	備 考
円	

改め、同様式に（注）として次のように加える。

（注） 「交通費調整額」欄には旅行中において必要となった地下鉄、路線バス等の運賃等を記入し、「備考」欄には内訳を具体的に記入すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の職員の旅費に関する条例施行規則の規定により作成された用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第96号

島根県予算規則の一部を改正する規則

島根県予算規則（昭和39年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項に規定する主な書類その他必要な書類のうち、旅費に係る書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

「支出負担行為に必要な主な種類」を「支出負担行為に必要な書類」に改める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。